

第6章

景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ及びハ)



景観重要公共施設とは、景観計画区域内にある良好な景観形成のために重要な公共施設を、公共施設の管理者の同意を得て景観計画に定めるものです。

本計画には、地域の景観にふさわしい整備の方針等を定めます。

□指定方針

- 良好な景観を再生・創出する等、地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要なものについて、景観重要公共施設の指定を検討していきます。
- 重点地域にある公共施設や、景観資源として多くの市民から親しまれる公共施設については、景観重要公共施設の指定を検討していきます。

◆景観重要公共施設の対象

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧ その他政令で定める公共施設